

## 新旧対照表（東京電力エリア）

（2024年3月15日 追記）

### J:COM 電力家庭用コース 本文

変更後	変更前	変更
第2条（約款の変更） (5) 契約締結後の書面交付を行う場合には、書面の交付、インターネットの利用または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、供給条件の変更を行った場合には、電気事業法第2条の14および同法施行規則第3条の13第4項の規定に基づき、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を書面に記載します。	第2条（約款の変更）	追加

### J:COM 電力家庭用コース 料金表Ⅱ

変更後	変更前	変更
・従量メニュー、グリーンメニュー 従量 B、グリーン従量 B (イ)基本料金	・従量メニュー、グリーンメニュー 従量 B、グリーン従量 B (イ)基本料金	変更
契約電流 10 アンペア	311.75 円	295.24 円
契約電流 15 アンペア	467.63 円	442.86 円
契約電流 20 アンペア	623.50 円	590.48 円
契約電流 30 アンペア	935.25 円	885.72 円
契約電流 40 アンペア	1,247.00 円	1180.96 円
契約電流 50 アンペア	1,558.75 円	1476.20 円
契約電流 60 アンペア	1,870.50 円	1771.44 円

(ロ)電力量料金

最初の 120 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	29.80 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36.40 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40.49 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	328.08 円
---------	----------

従量 C、グリーン従量 C

(イ) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	311.75 円
---------------------	----------

(ロ) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.80 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36.40 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40.49 円

・オール電化向けメニュー

夜間 8 時間型、グリーン夜間 8 時間型

(イ) 基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,474.50 円
---------	------------

契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,457.50 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	311.75 円

(ロ) 電力量料金

(ロ)電力量料金

最初の 120 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	30.00 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36.60 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40.69 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	321.42 円
---------	----------

従量 C、グリーン従量 C

(ハ) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	295.24 円
---------------------	----------

(二) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30.00 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36.60 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40.69 円

・オール電化向けメニュー

夜間 8 時間型、グリーン夜間 8 時間型

(ハ) 基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1375.44 円
---------	-----------

契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2292.40 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	295.24 円

(二) 電力量料金

昼間	
最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31.80 円
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	39.10 円
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	43.62 円

夜間	
1 キロワット時につき	28.85 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	330.44 円
---------	----------

夜間 10 時間型、グリーン夜間 10 時間型

(イ) 基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,474.50 円
---------	------------

契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,457.50 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	311.75 円

(ロ) 電力量料金

昼間	
最初の 80 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33.78 円
80 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41.76 円
200 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	46.71 円

昼間	
最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.00 円
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	39.30 円
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	43.82 円

夜間	
1 キロワット時につき	29.05 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	330.44 円
---------	----------

夜間 10 時間型、グリーン夜間 10 時間型

(ハ) 基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,375.44 円
---------	------------

契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,292.40 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	295.24 円

(二) 電力量料金

昼間	
最初の 80 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33.98 円
80 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41.96 円
200 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	46.91 円

夜間	
1 キロワット時につき	28.99 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	330.44 円
---------	----------

季節別時間帯別、グリーン季節別時間帯別

(イ) 基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,474.50 円
---------	------------

契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,457.50 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	311.75 円

(ロ) 電力量料金

昼間	夏季	1 キロワット時につき	43.93 円
	その他季	1 キロワット時につき	40.44 円
朝晩		1 キロワット時につき	35.87 円
夜間		1 キロワット時につき	28.85 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	330.44 円
---------	----------

時間帯別(朝)、グリーン時間帯別(朝)

(イ) 基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,320.00 円
---------	------------

契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,200.00 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	286.00 円

夜間	
1 キロワット時につき	29.19 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	330.44 円
---------	----------

季節別時間帯別、グリーン季節別時間帯別

(ハ) 基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,375.44 円
---------	------------

契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,292.40 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	295.24 円

(二) 電力量料金

昼間	夏季	1 キロワット時につき	44.13 円
	その他季	1 キロワット時につき	40.64 円
朝晩		1 キロワット時につき	36.07 円
夜間		1 キロワット時につき	29.05 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	330.44 円
---------	----------

時間帯別(朝)、グリーン時間帯別(朝)

(ハ) 基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,320.00 円
---------	------------

契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,200.00 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	286.00 円

(ロ) 電力量料金

昼間

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.46 円
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.58 円
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37.62 円

夜間

1 キロワット時につき	12.51 円
-------------	------------

時間帯別(夜)、グリーン時間帯別(夜)

(イ) 基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,320.00 円
---------	------------

契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,200.00 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	286.00 円

(ロ) 電力量料金

昼間

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.57 円
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.71 円
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37.78 円

夜間

(二) 電力量料金

昼間

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.46 円
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.58 円
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37.62 円

夜間

1 キロワット時につき	12.51 円
-------------	------------

時間帯別(夜)、グリーン時間帯別(夜)

(ハ) 基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,320.00 円
---------	------------

契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,200.00 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	286.00 円

(二) 電力量料金

昼間

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.57 円
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.71 円
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37.78 円

夜間

1 キロワット時につき	12.80 円
-------------	------------

時間帯別(半日)、グリーン時間帯別(半日)

(イ) 基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,320.00 円
---------	------------

契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,200.00 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	286.00 円

(ロ) 電力量料金

昼間

最初の 70 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.00 円
70 キロワット時をこえ 170 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38.63 円
170 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	44.61 円

夜間

1 キロワット時につき	12.91 円
-------------	------------

曜日別(A)、グリーン曜日別(A)

(イ)基本料金

契約電流 10 アンペア	286.00 円
契約電流 15 アンペア	429.00 円
契約電流 20 アンペア	572.00 円
契約電流 30 アンペア	858.00 円

1 キロワット時につき	12.80 円
-------------	------------

時間帯別(半日)、グリーン時間帯別(半日)

(ハ) 基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,320.00 円
---------	------------

契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,200.00 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	286.00 円

(ニ) 電力量料金

昼間

最初の 70 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.00 円
70 キロワット時をこえ 170 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38.63 円
170 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	44.61 円

夜間

1 キロワット時につき	12.91 円
-------------	------------

曜日別(A)、グリーン曜日別(A)

(イ)基本料金

契約電流 10 アンペア	286.00 円
契約電流 15 アンペア	429.00 円
契約電流 20 アンペア	572.00 円
契約電流 30 アンペア	858.00 円

契約電流 40 アンペア	1,144.00 円
契約電流 50 アンペア	1,430.00 円
契約電流 60 アンペア	1,716.00 円

(ロ)電力量料金

平日

最初の 90 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	21.45 円
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.58 円
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	32.99 円

休日

1 キロワット時につき	21.16 円
-------------	---------

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	235.84 円
---------	----------

曜日別(kVA) 、グリーン曜日別(kVA)

(イ) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286.00 円
---------------------	----------

(ロ) 電力量料金

平日

最初の 90 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	21.45 円
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.58 円
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	32.99 円

休日

1 キロワット時につき	21.16 円
-------------	---------

ピーク抑制、グリーンピーク抑制

(イ) 基本料金

契約電流 40 アンペア	1,144.00 円
契約電流 50 アンペア	1,430.00 円
契約電流 60 アンペア	1,716.00 円

(ロ)電力量料金

平日

最初の 90 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	21.45 円
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.58 円
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	32.99 円

休日

1 キロワット時につき	21.16 円
-------------	---------

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	235.84 円
---------	----------

曜日別(kVA) 、グリーン曜日別(kVA)

(ハ) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286.00 円
---------------------	----------

(二) 電力量料金

平日

最初の 90 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	21.45 円
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.58 円
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	32.99 円

休日

1 キロワット時につき	21.16 円
-------------	---------

ピーク抑制、グリーンピーク抑制

(ハ) 基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,474.50 円
---------	------------

契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,457.50 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	311.75 円

(ロ) 電力量料金

ピーク	1 キロワット時につき	54.53 円
昼間	1 キロワット時につき	38.93 円
夜間	1 キロワット時につき	28.85 円

お得タイム 8、グリーンお得タイム 8

(イ) 基本料金

契約電力 1 キロワットにつき	255.69 円
-----------------	----------

(ロ) 電力量料金

昼間	1 キロワット時につき	42.60 円
夜間	1 キロワット時につき	31.64 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	328.08 円
---------	----------

お得タイム 12、グリーンお得タイム 12

(イ) 基本料金

契約電力 1 キロワットにつき	255.69 円
-----------------	----------

(ロ) 電力量料金

昼間	1 キロワット時につき	44.16 円
夜間	1 キロワット時につき	33.33 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	328.08 円
---------	----------

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,375.44 円
---------	------------

契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,292.40 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	295.24 円

(二) 電力量料金

ピーク	1 キロワット時につき	54.73 円
昼間	1 キロワット時につき	39.13 円
夜間	1 キロワット時につき	29.05 円

お得タイム 8、グリーンお得タイム 8

(ハ) 基本料金

契約電力 1 キロワットにつき	230.67 円
-----------------	----------

(二) 電力量料金

昼間	1 キロワット時につき	42.80 円
夜間	1 キロワット時につき	31.84 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	321.42 円
---------	----------

お得タイム 12、グリーンお得タイム 12

(ハ) 基本料金

契約電力 1 キロワットにつき	230.67 円
-----------------	----------

(二) 電力量料金

昼間	1 キロワット時につき	44.36 円
夜間	1 キロワット時につき	33.53 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	321.42 円
---------	----------



お得タイム、グリーンお得タイム

(イ) 基本料金

契約電力 1 キロワットにつき	501.03 円
-----------------	----------

(ロ) 電力量料金

ピーク	1 キロワット時につき	35.76 円
オフピーク (夏季、冬季、その他季共通)	1 キロワット時につき	35.76 円
夜間 (夏季、冬季、その他季共通)	1 キロワット時につき	35.76 円
深夜 (夏季、冬季、その他季共通)	1 キロワット時につき	27.86 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	328.08 円
---------	----------

お得タイム S、グリーンお得タイム S

(イ) 基本料金

契約電流 10 アンペア	311.75 円
契約電流 15 アンペア	467.63 円
契約電流 20 アンペア	623.50 円
契約電流 30 アンペア	935.25 円
契約電流 40 アンペア	1,247.00 円
契約電流 50 アンペア	1,558.75 円
契約電流 60 アンペア	1,870.50 円

(ロ) 電力量料金

ピーク	1 キロワット時につき	35.76 円
オフピーク (夏季、冬季、その他季共通)	1 キロワット時につき	35.76 円
夜間 (夏季、冬季、その他季共通)	1 キロワット時につき	35.76 円
深夜 (夏季、冬季、その他季共通)	1 キロワット時につき	27.86 円

(ハ) 最低月額料金

お得タイム、グリーンお得タイム

(ハ) 基本料金

契約電力 1 キロワットにつき	474.50 円
-----------------	----------

(二) 電力量料金

ピーク	1 キロワット時につき	35.96 円
オフピーク (夏季、冬季、その他季共通)	1 キロワット時につき	35.96 円
夜間 (夏季、冬季、その他季共通)	1 キロワット時につき	35.96 円
深夜 (夏季、冬季、その他季共通)	1 キロワット時につき	28.06 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	321.42 円
---------	----------

お得タイム S、グリーンお得タイム S

(ハ) 基本料金

契約電流 10 アンペア	295.24 円
契約電流 15 アンペア	442.86 円
契約電流 20 アンペア	590.48 円
契約電流 30 アンペア	885.72 円
契約電流 40 アンペア	1,180.96 円
契約電流 50 アンペア	1,476.20 円
契約電流 60 アンペア	1,771.44 円

(二) 電力量料金

ピーク	1 キロワット時につき	35.96 円
オフピーク (夏季、冬季、その他季共通)	1 キロワット時につき	35.96 円
夜間 (夏季、冬季、その他季共通)	1 キロワット時につき	35.96 円
深夜 (夏季、冬季、その他季共通)	1 キロワット時につき	28.06 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	328.08 円
---------	----------

お得タイム L、グリーンお得タイム L

(イ) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	311.75 円
---------------------	----------

(ロ) 電力量料金

ピーク	1 キロワット時につき	35.76 円
オフピーク（夏季、冬季、その他季共通）	1 キロワット時につき	35.76 円
夜間（夏季、冬季、その他季共通）	1 キロワット時につき	35.76 円
深夜（夏季、冬季、その他季共通）	1 キロワット時につき	27.86 円

1 契約につき	321.42 円
---------	----------

お得タイム L、グリーンお得タイム L

(ハ) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	295.24 円
---------------------	----------

(ニ) 電力量料金

ピーク	1 キロワット時につき	35.96 円
オフピーク（夏季、冬季、その他季共通）	1 キロワット時につき	35.96 円
夜間（夏季、冬季、その他季共通）	1 キロワット時につき	35.96 円
深夜（夏季、冬季、その他季共通）	1 キロワット時につき	28.06 円

(2024年1月 掲載済)

J:COM 電力家庭用コース 表紙

変更後	変更前	変更
J:COM 電力 家庭用コース 契約約款  取次業者(約款発行者)： 株式会社ジェイコム東京 株式会社ジェイコム埼玉・東日本 株式会社ジェイコム湘南・神奈川 土浦ケーブルテレビ株式会社 株式会社ジェイコム千葉  小売電気事業者： 住友商事株式会社  2024年4月1日	J:COM 電力 家庭用コース 契約約款  株式会社ジェイコム東京 株式会社ジェイコム埼玉・東日本 株式会社ジェイコム湘南・神奈川 土浦ケーブルテレビ株式会社 株式会社ジェイコム千葉  2023年11月1日	追加      追加 追加  変更
取次業者(約款発行者)と小売電気事業者を追加 日付変更		追加 変更

J:COM 電力家庭用コース 本文

変更後	変更前	変更
-----	-----	----

<p>・各条共通</p> <p>電源調達等調整</p> <p>料金表Ⅱ</p> <p>&lt;対象&gt;</p> <p>第16条(従量メニュー)</p> <p>第16条の2(オール電化向けメニュー)</p> <p>第16条の3(グリーンメニュー)</p> <p>住友商事</p> <p>当社または住友商事</p> <p>当社および住友商事</p> <p>住友商事</p> <p>当社</p> <p>&lt;対象&gt;</p> <p>第6条(契約の申込み)</p> <p>第12条(供給の開始)</p> <p>第13条(供給の単位)</p> <p>第16条の3(グリーンメニュー)</p> <p>第27条(適正契約の保持)</p> <p>第29条(需要場所への立入りによる業務の実施)</p> <p>第31条(供給の停止)</p> <p>第34条(違約金および損害賠償の免責)</p> <p>第40条(供給開始後の契約の解約または変更にもなう料金および工事費の精算)</p> <p>第43条(供給方法および工事)</p> <p>第44条(工事費負担金等相当額の申受け等)</p>	<p>・各条共通</p> <p>電源調達調整</p> <p>料金表Ⅲ</p> <p>&lt;対象&gt;</p> <p>第16条(従量メニュー)</p> <p>第16条の2(オール電化向けメニュー)</p> <p>第16条の3(グリーンメニュー)</p> <p>当社</p> <p>当社</p> <p>当社</p> <p>&lt;対象&gt;</p> <p>第6条(契約の申込み)</p> <p>第12条(供給の開始)</p> <p>第13条(供給の単位)</p> <p>第16条の3(グリーンメニュー)</p> <p>第27条(適正契約の保持)</p> <p>第29条(需要場所への立入りによる業務の実施)</p> <p>第31条(供給の停止)</p> <p>第34条(違約金および損害賠償の免責)</p> <p>第40条(供給開始後の契約の解約または変更にもなう料金および工事費の精算)</p> <p>第43条(供給方法および工事)</p> <p>第44条(工事費負担金等相当額の申受け等)</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>追加</p>
--	---	---

<p>別表 14 (休日)</p> <p>&lt;対象&gt;</p> <p>第 16 条の 2 (オール電化向けメニュー)</p> <p>第 16 条の 3 (グリーンメニュー)</p> <p>別表 15 (電源調達等調整)</p> <p>&lt;対象&gt;</p> <p>第 16 条 (従量メニュー)</p> <p>第 16 条の 2 (オール電化向けメニュー)</p> <p>第 16 条の 3 (グリーンメニュー)</p> <p>・その他</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (適用)</p> <p>(1) 表題記載の各社のうち、契約者がサービス提供を受ける地域を所管する会社（以下「当社」といいます。）が、<b>住友商事株式会社（以下「住友商事」といいます。）を小売電気事業者とする</b>一般の需要に応じた電気供給の取次を行うときの電気料金その他の供給条件は、この J:COM 電力家庭用コース契約約款（以下「約款」といいます）によりま す。<b>なお、電気の供給は当社ではなく、小売電気事業者である住友商事により行われま す。</b></p> <p>(2) 約款は、以下に該当するお客さま（文脈により、以下「申込者」または「契約者」とい います）に限り、適用するものとします。</p> <p>イ 別記 1 に定める当社のサービス提供区域にて低圧で電気を利用されるお客さま</p> <p>ロ 別記 1 に定める当社のサービス提供区域外かつ別記 2 に定める一般送配電事業者 等が維持および運用する供給設備を介して電気を供給する送配電区域にて、低圧で電 気利用契約をされるお客さま</p>	<p>別表 17 (休日)</p> <p>&lt;対象&gt;</p> <p>第 16 条の 2 (オール電化向けメニュー)</p> <p>第 16 条の 3 (グリーンメニュー)</p> <p>別表 18 (電源調達調整)</p> <p>&lt;対象&gt;</p> <p>第 16 条 (従量メニュー)</p> <p>第 16 条の 2 (オール電化向けメニュー)</p> <p>第 16 条の 3 (グリーンメニュー)</p> <p>・その他</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (適用)</p> <p>(1) 表題記載の各社のうち、契約者がサービス提供を受ける地域を所管する会社（以 下「当社」といいます。）が、一般の需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の 供給条件は、この J:COM 電力家庭用コース契約約款（以下「約款」といいます）により ます。</p> <p>(2) 約款は、以下に該当するお客さま（文脈により、以下「申込者」または「契約者」とい います）に限り、適用するものとします。</p> <p>イ 別記 1 に定める当社のサービス提供区域にて低圧で電気を利用されるお客さま</p> <p>ロ 別記 1 に定める当社のサービス提供区域外かつ別記 2 に定める一般送配電事業者ま たは配電事業者（以下、一般送配電事業者等）が維持および運用する供給設備を介 して電気を供給する送配電区域にて、低圧で電気利用契約をされるお客さま</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>変更</p>
---	---	---

<p>第 2 条（約款の変更）</p> <p>（4）供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネットの利用、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、供給条件の変更を行う場合には、電気事業法第 2 条の 13 ならびに同法施行規則第 3 条の 12 第 4 項および第 10 項の規定に基づき、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>第 3 条（定義）</p> <p>（1）一般送配電事業者等 経済産業大臣の許可を受け、自らが維持し運用する送電用および/または配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給を行なう<b>一般送配電事業者および配電事業者</b>をいいます。</p> <p>（3）託送供給 小売電気事業者が調達した電力を、一般送配電事業者等が維持し運用する送電用および/または配電用の電気工作物により、契約者の需給地点まで送電することをいいます。</p> <p>（5）需給地点 <b>小売電気事業者</b>が、契約者に電気の供給をするために一般送配電事業者等が行なう接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。</p> <p>（19）供給地点特定番号 需要場所において 1 つ付与される番号であって、一般送配電事業者等、<b>小売電気事業者</b>または当社が設備情報および使用量情報の閲覧または取得にあたり、対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。</p> <p>（20）接続供給 <b>小売電気事業者</b>が契約者に電気の供給を行うために必要となる、<b>小売電気事業者</b>が一般送配電事業者等から受ける電気の供給をいいます。</p> <p>（21）接続供給契約</p>	<p>第 3 条（定義）</p> <p>（1）一般送配電事業者等 経済産業大臣の許可を受け、自らが維持し運用する送電用および配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給を行なう事業者をいいます。</p> <p>（3）託送供給 小売電気事業者が調達した電力を、一般送配電事業者等が維持し運用する送電用および配電用の電気工作物により、契約者の需給地点まで送電することをいいます。</p> <p>（5）需給地点 当社が、契約者に電気の供給をするために一般送配電事業者等が行なう接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。</p> <p>（19）供給地点特定番号 需要場所において 1 つ付与される番号であって、一般送配電事業者等または当社が設備情報および使用量情報の閲覧または取得にあたり、対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。</p> <p>（20）接続供給 当社が契約者に電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者等から受ける電気の供給をいいます。</p> <p>（21）接続供給契約 当社が一般送配電事業者等と締結した接続供給にかかる契約をいいます。</p>	<p>追加</p> <p>追加 追加</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p>
---	---	--



<p>(3) 第 16 条 (従量メニュー)、第 16 条の 2 (オール電化向けメニュー)、第 16 条の 3 (グリーンメニュー) に定める料金を変更した場合、<b>当社があらかじめ指定する日または料金変更直後の検針日から変更後の料金を適用します。</b></p> <p>第 23 条 (日割計算)</p> <p>(1) 当社は、第 22 条 (料金の算定) (1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金または最低月額料金は別表 9 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9 (日割計算の基本算式) (1)へにより算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分については、別表 9 (日割計算の基本算式) (1)ロにより日割計算をいたします。</p> <p><b>削除</b></p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます) は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9 (日割計算の基本算式) (1)トにより算定いたします。</p> <p>ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>第 46 条 (契約者に係る情報の取扱い)</p> <p>(1) 当社<b>および住友商事</b>は、基本情報 (氏名、住所、電話番号および小売供給等契約の契約番号・<b>契約 ID</b>)、<b>電力の使用量</b>および供給 (受電) 地点に関する情報 (託送供給等契約を締結する<b>一般送配電事業者等</b>の供給区域、離島供給約款対象、供給 (受電) 地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法) を、託送供給契約の締結、変更または解約のため、<b>電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約にもとづく一般送配電事業者等の業務遂行</b></p>	<p>第 23 条 (日割計算)</p> <p>(1) 当社は、第 22 条 (料金の算定) (1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金または最低月額料金は別表 9 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9 (日割計算の基本算式) (1)へにより算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分については、別表 9 (日割計算の基本算式) (1)ロにより日割計算をいたします。</p> <p>ハ <b>別表 16 (季節別時間帯別、グリーン季節別時間帯別を契約されるお客さまについての割引) (2) に定めるオール電化割引上限額については別表 9 (日割計算の基本算式) (1)ホにより日割計算をいたします。</b></p> <p>ニ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます) は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9 (日割計算の基本算式) (1)トにより算定いたします。</p> <p>ホ イ、ロ、ハおよびニによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>第 46 条 (契約者に係る情報の取扱い)</p> <p>(1) 当社は、基本情報 (氏名、住所、電話番号および小売供給等契約の契約番号)、および供給 (受電) 地点に関する情報 (託送供給等契約を締結する一般電気事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給 (受電) 地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法) を、託送供給契約の締結、変更または解約のため、小売供給契約または電気受給契約 (以下「小売供給等契約」といいます) の廃止取次のため、供給 (受電) 地点に関する情報の確認のため、および電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約にもとづく一般電気事業者の業務遂行のため、小売電気事業者、一般送配電事業者等および電力広域的運営推進機関との間で、契約者の個人情報と共同で利用することがあります。</p>	<p><b>削除</b></p> <p><b>変更</b></p> <p><b>変更</b></p> <p><b>追加</b></p> <p><b>追加</b></p> <p><b>追加</b></p>
--	--	---



<p>のため、小売供給契約または電気受給契約（以下「小売供給等契約」といいます）の廃止取次のため、供給（受電）地点に関する情報の確認のため、および電力小売に関する取次委託契約にもとづく業務遂行のため、取次事業者、小売電気事業者、一般送配電事業者等および電力広域的運営推進機関との間で、共同で利用することがあります。その場合、管理について責任を有する者は当社とします。</p> <p>(2) 住友商事は、前項の目的に限り契約者に関する情報を取り扱うものとします。</p> <p>(3)</p>	<p>(2)</p>	<p>変更</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>変更</p>
---	------------	---

### J:COM 電力家庭用コース 料金表Ⅱ

変更後	変更前	変更
全文削除	料金表Ⅱ	削除

### J:COM 電力家庭用コース 料金表Ⅲ

変更後	変更前	変更
料金表Ⅱ	料金表Ⅲ	変更

### J:COM 電力家庭用コース 別表

変更後	変更前	変更
<p>・共通</p> <p>電源調達等調整</p>	<p>・共通</p> <p>電源調達調整</p>	<p>変更</p>

<p>・その他</p> <p>2 (燃料費調整)</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>平均燃料価格 = <math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math></p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p><math>\alpha = 0.0019</math></p> <p><math>\beta = 0.3861</math></p> <p><math>\gamma = 0.2732</math></p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 35,091 円を下回る場合 (35,091 円 - 平均燃料価格)</p> <p>b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 35,091 円を上回る場合 (平均燃料価格 - 35,091 円)</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>1 キロワット時につき 27 銭 5 厘</p> <p>ニ (削除)</p> <p>ホ (削除)</p> <p>削除</p>	<p>・その他</p> <p>2 (燃料費調整)</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>平均燃料価格 = <math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math></p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p><math>\alpha = 0.0000</math></p> <p><math>\beta = 0.3780</math></p> <p><math>\gamma = 0.0000</math></p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 54,000 円を下回る場合 (54,000 円 - 平均燃料価格)</p> <p>b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 54,000 円を上回る場合 (平均燃料価格 - 54,000 円)</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>1 キロワット時につき 14 銭 2 厘</p> <p>9 (日割計算の基本算式)</p> <p>(1)</p> <p>ニ クッキングヒーター割引上限額を日割りする場合 クッキングヒーター割引上限額 = 日割計算対象日数 / 検針期間の日数</p> <p>ホ オール電化割引上限額を日割りする場合 オール電化割引上限額 = 日割計算対象日数 / 検針期間の日数</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>
---	---	---

16 (季節別時間帯別、グリーン季節別時間帯別を契約されるお客さまについての割引)

(2) オール電化割引

需要場所におけるすべての熱源を電気でまかなう需要（以下「全電化需要」といいます。）で、第 16 条の 2 (3)、または第 16 条の 3 (5) を申込みの際現に東京電力エナジーパートナー株式会社より全電化住宅割引の適用を受けている場合の料金は、第 16 条の 2 (3) ホ、または第 16 条の 3 (5) ホによって料金として算定された金額から、イによって算定されたオール電化割引額を差し引いたものといたします（当該需要場所において全電化需要に該当しないこととなった場合を除きます）。ただし、第 16 条の 2 (3) ホ、または第 16 条の 3 (5) ホによって料金として算定された金額から別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金およびイによって算定されたオール電化割引額を差し引いてえた金額が料金表Ⅲの最低月額料金を下回る場合の料金は、料金表Ⅲの最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお、この場合、すべての熱源とは、給湯設備、厨房設備および冷暖房設備等に要する熱源をいいます。

イ オール電化割引額

オール電化割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がロに定めるオール電化割引上限額を上回る場合のオール電化割引額は、ロに定めるオール電化割引上限額といたします。

$$\text{オール電化割引額} = \text{割引対象額} \times 5 \text{ パーセント}$$

なお、割引対象額は、夏季については朝晩および夜間、その他季については昼間、朝晩および夜間に使用されたその 1 月の電力量に本条 (1) ホ (ロ) の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

ロ オール電化割引上限額

1 契約につき 2,200 円 00 銭

ハ オール電化割引にかかわる取扱い

<p>14 (休日)</p> <p>15 (電源調達等調整)</p> <p>(1) 電源調達等調整単価</p> <p>電源調達等調整単価は、次のとおりといたします。</p> <p>1 キロワット時につき 1 円 80 銭</p>	<p>(イ) 全電化需要</p> <p>a 当社は、全電化需要であることを確認させていただくことがあります。この場合、当社は、電気機器に関する資料等を提出していただくことがあります。</p> <p>b 給湯設備、厨房設備、冷暖房設備等熱源を要する機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>(ロ) オール電化割引額</p> <p>a オール電化割引の適用を受けている場合で全電化需要でないことが明らかになったときは、第 35 条に準じて違約金を申し受けます。ただし、本条 (2) ハ (イ) b による申出があった場合は、この限りではありません。</p> <p>b オール電化割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が全電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。</p> <p>c 第 22 条(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。</p> <p>17 (休日)</p> <p>18 (電源調達調整)</p> <p>(1) 電源調達調整単価</p> <p>電源調達調整単価は、次のとおりといたします。</p> <p>1 キロワット時につき 12 円 62 銭</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
--	--	-------------------------------

## J:COM 電力家庭用コース 附則

変更後	変更前	変更
<p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、2024 年 4 月 1 日から実施します。</p> <p>この期日をもって、附則 8 (クッキングヒーターについての経過措置) を削除します。</p>		<p>追加</p> <p>追加</p>